

# 富山市立小・中学校再編計画

令和4年2月 24 日

富山市教育委員会



はじめに

我が国においては、グローバル化や ICT 化の進展などによって、社会の大きな変革期を迎えており、今後ますます一人ひとりの個性や感性が重視され、ライフスタイルも多様化していくことが見込まれます。さらに、人口減少・少子高齢化や地方の過疎化など、直面する課題に対し、将来にわたって持続可能な社会を構築していくことが求められています。

本市においても、児童生徒数の減少による学校の小規模化や情報化の加速度的な進展など、教育を取り巻く環境が変化しており、このような背景のもと新学習指導要領の実施や GIGA スクール構想の実現など、新しい時代の学校教育の取組みを始めているところです。

こうした中、これからの社会を生きる子どもたちには、多くの友達や教職員との交流を通じて、互いに切磋琢磨するとともに多様な意見や考えに触れ、その中で主体性や探究する力を高めていくことが、これまで以上に求められています。

そのためには、市教育委員会だけではなく、市・保護者・地域が一体となり、子どもたちが必要な資質・能力を身につけていくための体制づくりについて議論し、整えていくことが大切です。

市教育委員会は、令和 2（2020）年度に、学校再編を進めるための基本的な考え方となる「富山市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針」を策定し、望ましい学校規模（学級数・学級人数）、望ましい通学距離や通学時間などを示しました。

また、令和 3（2021）年度には、「子どもと学校、地域の未来を育むワークショップ」を開催し、学校再編に関する取組みについて話題提供を行うとともに、市民同士が対話を重ね、2050 年、約 30 年後の本市の教育や地域との関わりについて、理想とするイメージを描きました。

さらに同年 10 月 3 日に開催しました「子ども・学校・TOYAMA の未来創生フォーラム」では、ワークショップの市民の対話を基にしたイメージを示し、保護者・地域・学識経験者など様々な立場の方から、将来の本市の教育行政に対する提言をいただいたところです。

このような、これまでの流れを踏まえ、富山市通学区域審議会において審議された「富山市立小・中学校の再編原案」の答申を尊重し、富山市立小・中学校再編計画を策定しました。

この再編計画は、市・保護者・地域がその議論を進めるためのスタートラインに立つものであり、この計画をきっかけに、将来の子どもたちのことを第一に考えた議論となることを期待しています。

令和 4 年 2 月  
富山市教育委員会



## 目 次

I. 富山市が目指す今後の学校教育の方向性	1
1. 本市の教育振興における基本的な施策	2
(1) 第2期富山市教育振興基本計画	2
2. 新学習指導要領で求められる3つの資質と能力	3
3. 本市が教育施策を進める上での新たな課題	4
4. これまでの本市の教育施策を深化・発展させる視点（ビジョン）	5
II. 学校再編計画	6
1. 学校再編計画の概要	6
(1) 学校再編計画策定の趣旨	6
(2) 学校再編計画の位置づけ	8
2. 本市の教育環境の状況	9
(1) 学校規模の推移	9
(2) 教育環境充実の取組み	11
(3) 本市の学校施設の主な状況	13
(4) 小規模校・遠距離通学を支える主な取組み	15
(5) 学校選択制	17
3. これまでの学校再編の取組みについて	19
(1) 富山市立小・中学校の適正規模・適正配置に関する基本方針	19
(2) 基本方針等の市民への周知・理解醸成に向けた取組み	25
(3) 近年の学校再編の事例	31
4. 学校再編を進める上で行政が果たす責任	34
5. 学校再編案の検討	36
(1) 再編計画の考え方	36
(2) 再編原案の作成・選定	38
6. 各地域における学校再編案	42
(1) 再編案の見方	42
(2) 各地域における児童生徒数の推移及びその地域の再編概況	44
III. 結びにかえて・未来に向けて	122
資料編	123



# I. 富山市が目指す今後の学校教育の方向性

我が国では、人工知能（AI）、ビッグデータ、Internet of Things(IoT)、ロボティクス等先端技術が高度化して、あらゆる産業や社会生活に取り入れられた Society5.0 の実現を目指しており、社会のあり方そのものがこれまでとは劇的に変わる状況が生じつつあります。

また、新型コロナウイルス感染症の世界的な感染拡大など、社会の変化がより複雑で予測困難な状況が続いています。

このような急激に変化する時代の中で、学校教育には、一人ひとりの児童生徒が自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会の変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の作り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められています。

図 I-1 Society 5.0 のしくみ



出典：「Society 5.0」（内閣府）([https://www8.cao.go.jp/cstp/society5\\_0/](https://www8.cao.go.jp/cstp/society5_0/))

# 1. 本市の教育振興における基本的な施策

## (1) 第2期富山市教育振興基本計画

### ① 教育目標

教育基本法前文では、「個人の尊厳を重んじ、心理と正義を希求し、公共の精神を尊び、豊かな人間性と創造性を備えた人間の育成を期するとともに、伝統を継承し、新しい文化の創造を目指す教育を推進する」とされており、本市では、この教育基本法の精神に則り、平成31(2019)年2月に第2期富山市教育振興基本計画を策定しました。この計画では次のことを教育目標として掲げています。

図 I-2 教育目標

自立と公共の精神を重んじて教育の高揚を図り、新たな時代を拓く心豊かな市民を育む
(1) 志をかかげ、知性をみがき、実践力を高める
(2) 我が国と郷土を愛し、自然に学び、芸術・文化に親しむ豊かな情操を養う
(3) 健やかでたくましい心と体を備えること

### ② 基本的な方向

教育目標を実現するため、4つの基本的な方向に基づき、複数の施策を設定しています。

図 I-3 基本的な方向

1 公共の精神を重んじ、自主性・創造性を備えた子どもの育成
2 次代を担う子どもたちを育む、安心・安全で質の高い学校教育環境の整備
3 学校・家庭・地域で取り組む子どもの成長支援
4 市民による生涯を通じた教育の充実と文化遺産等の保全・活用

特に学校教育においては、「確かな学力の定着（理科教育推進事業や、指導力向上推進事業など5事業）」、「豊かな心の育成（スクールソーシャルワーカー配置事業や立山登山奨励事業など13事業）」、「健やかな体の育成（食育と地産地消の推進など3事業）」、「社会で生きる実践力の育成（地域ぐるみこころの教育推進事業、学校選択制施行事業）」を掲げるとともに、教員の資質能力向上、外国語教育の充実、安全安心な学校教育環境の整備に取り組むこととしています。

この富山市教育振興基本計画に基づき、本市の教育のさらなる質の向上と、子どもたちが安心して充実した学校生活を送ることができるような教育環境づくりを推進しています。

## 2. 新学習指導要領で求められる3つの資質と能力

中央教育審議会が令和3（2021）年1月26日に答申した、『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～」によれば、次代を切り拓く児童生徒に求められる資質・能力として、「文書の意味を正確に理解する読解力、教科等固有の見方・考え方を働かせて自分の頭で考えて表現する力、対話や協働を通じて知識やアイデアを共有し新しい解や納得解を生み出す力」などがあげられています。

また、「自己肯定感・自己有用感、他者への思いやり、対面でのコミュニケーションを通じて人間関係を築く力、困難を乗り越え、物事を成し遂げる力、公共の精神の育成を図る」とともに、体力の向上・健康保持などはもちろんのこと、「ウェルビーイング (Well-being) を実現していくために、主体的に目標を設定し、振り返りながら、責任ある行動がとれる力を身に着けること」が重要であるとされています。

これらの資質や能力を育むためには、新学習指導要領の着実な実施が大切であると考えています。

新学習指導要領では、実際の社会や生活で生きて働く「知識や技能」、未知の状況にも対応できる「思考力、判断力、表現力等」、そして、学んだことを人生や社会に生かそうとする「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱に整理し、よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創るという目標を学校と社会が共有し、育成を目指す資質・能力の明確化を図り、学校全体として、児童生徒や学校、地域の実態を適切に把握し、教育内容や時間の配分、必要な人的・物的体制の確保、教育課程の実施状況に基づく改善などを通して、教育活動の質を向上させ、学習の効果の最大化を図る「カリキュラム・マネジメント」に努めるとともに、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を行うこととされています。

### 【ウェルビーイング (Well-being)】<sup>1</sup>

OECD では、“生徒の well-being” を以下のように定義している。

「生徒が幸福で充実した人生を送るために必要な、心理的、認知的、社会的、身体的な働き (functioning) と潜在能力 (capabilities) である」

<sup>1</sup> 「OECD 生徒の学習到達度調査 (PISA) 2015 年調査国際結果報告書『生徒の well-being (生徒の「健やかさ・幸福度」)』(概要)」(国立教育政策研究所、平成 29 年 4 月)  
([https://www.nier.go.jp/03\\_laboratory/pdf/press\\_20170419.pdf](https://www.nier.go.jp/03_laboratory/pdf/press_20170419.pdf))



## 4. これまでの本市の教育施策を深化・発展させる視点（ビジョン）

これまで本市が第2期教育振興基本計画に沿って進めてきた教育をさらに深化・発展させ、新学習指導要領の着実な実施に基づく質の高い教育を行いつつ、社会情勢の変化による新たな課題を解決していくため、以下の四つの視点（ビジョン）をもちながら、学校再編と併せて、令和4（2022）年度以降、専門的な知識を有する外部有識者や保護者、これから保護者となる方、そして地域住民と議論し、積極的に教育環境づくりを進めてまいります。

### 図 I-5 教育施策を深化・発展させる視点（ビジョン）の主な方向性

#### 1 発達段階を踏まえた、一貫性のある9年間の学びを充実させる小中連携教育

(1) 校舎併設型の小中連携教育（本計画 No. 8、No. 17、No. 21、No. 23、No. 26）

校舎併設型のよさを生かし、日常的に小・中学校の教員が子どもの実態について情報共有を図り、互いが連携しながら子どもの成長を支える。

(2) 義務教育学校の導入

義務教育学校は、平成28年4月より制度化された新たな小中一貫教育の形態である。本市では、令和8年4月に水橋地区での開校を目指している。

#### 2 コミュニティ・スクール等地域に根差した学校づくり

現在、本市においては13校がコミュニティ・スクールを導入しているが、全ての小・中学校において地域・家庭・学校が一体となってよりよい教育の実現に向けて取組む体制づくりを目指し、令和4年4月より広く小・中学校に設置することを検討する。

#### 3 学校の適正規模の確保と悩みを抱える子どもの居場所を用意する多様な学びの場の提供

(1) 学校教育の充実に向けた取組み

①一定規模の中で行われる質の高い学び

②学校規模の適正化を図る過程での学びの充実

(2) 悩み等を抱える子どもたちの学びの充実

①適応指導教室の設置と不登校生徒相談支援事業

②「学校に行きづらい」と感じている子どもを抱える保護者への相談会の開催

③富山市子どもの村における体験活動

④悩み等を抱える子どもたちの教育環境充実に向けた調査研究

#### 4 教員が生き生きと健康で働き、子どもたちと向き合う時間を確保するための教員の働き方改革

(1) 主体的な学び研修をはじめとした新学習指導要領が求める授業改善を行うためなどの教職員研修の充実・精選

(2) 校務支援システムの活用と改善

(3) 学習補助員やスクールサポートスタッフの積極配置

(4) 部活動指導員の配置増

詳細資料は資料編（123ページ）参照